

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1283号)

平成27年1月23日

横情審答申第1283号

平成27年1月23日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成26年7月1日建中高第325号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例に規定する近隣説明等報告書（25第1042号）のうち、第4面、近隣説明会ご芳名帳及び説明会記録簿」の個人情報非訂正決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例に規定する近隣説明等報告書（25第1042号）のうち、第4面、近隣説明会ご芳名帳及び説明会記録簿」を個人情報非訂正とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例に規定する近隣説明等報告書（25第1042号）のうち、第4面、近隣説明会ご芳名帳及び説明会記録簿」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成26年4月4日付で行った個人情報非訂正決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非訂正理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）第37条第2項の規定に基づき全部を非訂正としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件個人情報は、横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例（平成5年6月横浜市条例第35号。以下「中高層建築物条例」という。）に基づき、建築主が近隣住民への説明を行ったことを報告するために作成し、実施機関へ提出したものである。
- (2) 近隣説明等報告書について内容の修正の必要が生じた場合は、建築主の判断により、実施機関が審査を行う一定期間中に建築主が訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）をするものである。よって、文書の性質上、職権で職員が訂正をするものではない。
- (3) なお、異議申立人（以下「申立人」という。）は、近隣・周辺住民への説明状況（第4面）の近隣・周辺住民からの意見欄（以下「本件意見欄」という。）に記載された意見及び事実と誤りがあり訂正を求めるとともに、近隣説明会ご芳名帳の濫用について指摘をしているが、具体的な修正内容の主張はしていない。

## 4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 本件個人情報の利用目的とは、中高層建築物条例の目的に照らし合わせると「良好な近隣関係を保持し、併せて安全で快適な住環境の保全及び形成を図ること」であるが、近隣説明等報告書の内容、特に当事者である近隣住民への説明・対応に虚偽の記載がある状態では、その利用目的を達成できていないといえる。
- (3) 実施機関の処分理由説明に対して以下のとおり意見を述べる。
  - ア 本件意見欄に「説明会」と記載されているが、これは中高層建築物条例に基づいた説明であったとはいえない。不正確な資料を用いた、住民への「説明」に全く値しない内容であった。
  - イ 本件意見欄には、実際には留守であったところを「無視され」と記載されている。また、「新日影図渡す。説明は不要との事でした」と記載されている部分についても「新日影図」は郵便受けに投函されていただけで、インターホンでの対応もしていない。当事者である近隣住民には、近隣説明等報告書にどのような内容が記載されているか知らされないまま建築主から実施機関に提出された。近隣住民は開示請求を行わなければ、どのように真偽を確かめることができるだろうか。実施機関は、直接本人から収集した個人情報でなくても、保有個人情報については事実と合致するよう適正な維持管理に努める義務があるにもかかわらず、建築主の意見を鵜呑みにして受理したと考える。
  - ウ 「ご芳名帳」と明記された書式の用紙は、建築主から近隣説明等報告書の一部として提出することを近隣住民に周知されず、その認識をせずに記載をし、提出されたものであり、建築主がこの書式を濫用したものである。実施機関は、提出された個人情報を含む近隣説明等報告書の内容が真実かどうか確認する義務があり、虚偽であることが明らかである場合には、中高層建築物条例に基づく罰則の適用や個人情報の訂正を行う必要があると考える。
  - エ 虚偽の内容が記載された、直接本人から収集したものではない個人情報が、本人の知らないところで実施機関に保有され、その訂正が不可能であるという決定に驚がくしている。実施機関が虚偽の報告書をそのまま受理してしまい、結果的に申立人の個人情報が間違っただけのまま放置されるということは、実施機関の職務不履行である。

## 5 審査会の判断

### (1) 中高層建築物等の建築計画の周知手続に係る事務について

ア 横浜市では中高層建築物条例を制定し、中高層建築物等の建築計画の周知手続等を定めている。

イ 中高層建築物条例第11条第1項及び第2項では、中高層建築物等の建築主は、近隣住民等に建築計画の概要その他の規則で定める事項を説明しなければならないことを規定し、横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例施行規則（平成5年8月横浜市規則第92号。以下「中高層建築物条例施行規則」という。）第10条第2項により、各階平面図等を説明の際に示さなければならないこととされている。また、「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例関係集（平成25年7月横浜市建築局中高層調整課発行）」（以下「条例関係集」という。）62ページでは、近隣住民等に説明する事項及び提示する図書を資料としてまとめたものを事前に配付又は郵送した上で、原則として説明対象者に直接会って同資料を使用して具体的に分かりやすく説明することとされている。

ウ 中高層建築物条例第12条第1項では、近隣住民等への説明の状況を記載した報告書を実施機関に提出することを義務付けており、中高層建築物条例施行規則第11条では、近隣説明等報告書（第3号様式）に付近見取図、配置図、各階平面図等各種図面のほか、その他市長が必要と認める図書を添付することとされている。また、条例関係集69ページでは、その他市長が必要と認める図書として、説明会案内、議事録などその他の図書を添付することとされている。

### (2) 本件個人情報について

ア 本件個人情報は、中高層建築物条例第12条第1項の規定に基づき、建築主から実施機関に提出された近隣説明等報告書のうち、近隣・周辺住民への説明状況（第4面）、近隣説明会ご芳名帳及び説明会記録簿である。

近隣・周辺住民への説明状況（第4面）には、近隣住民の住所及び氏名、近隣住民からの意見、意見に対する建築主の回答等が記載されており、本件意見欄には建築主と申立人とのやりとりの経過が時系列で記載されている。近隣説明会ご芳名帳には、申立人の氏名、住所及び連絡先が記載されている。

イ 本件個人情報のうち、申立人は、本件意見欄にある「説明会」は正式な説明会とは認められないこと、実際には留守であったところを「無視され」と記載され

ていること及び「新日影図渡す。説明は不要とのことでした」との部分には実際には訪問はなく、新日影図は郵便受けに投函されており対応はしていないことについて訂正を求めている。また、近隣説明会ご芳名帳は、この用紙が「説明会」への出席を証明するものであるとの説明を受けなかったため、その認識をせずに記載したもので、「ご芳名帳」として近隣説明等報告書の一部として実施機関に提出されたのは濫用であるとして訂正を求めている。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 個人情報保護条例第36条では、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定している。

イ 実施機関は、本件個人情報について修正が必要な場合には、建築主の判断により、審査を行う一定期間中に建築主が訂正をするものであり、実施機関が訂正をするものではないと主張しているため、平成26年10月10日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 中高層建築物条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認の申請（以下「建築確認申請」という。）を行う前に、建築計画の概要等を近隣住民に説明することを建築主に義務付け、もって紛争を事前に防止することを目的としている。

(イ) 本件個人情報に係る近隣説明等報告書は、建築主が近隣住民に建築計画の概要等について説明を行ったことを報告するために作成し、実施機関に提出されたものである。提出後の審査期間中に、近隣説明等報告書に記載されている内容のうち、他の書類等と照らし合わせ、近隣説明会の開催場所や日時などの事実には明らかな誤りがある場合には、建築主に訂正をするよう指導している。実施機関としては、近隣住民から出された意見の内容や、近隣説明会ご芳名帳の作成経緯について、その詳細な内容を把握できる立場にない。したがって、申立人が訂正を求めている本件意見欄に記載された内容は、建築主が近隣住民からの意見であると受け止めた内容を記載しているものであることから、職権で訂正をしないものである。

(ウ) 実施機関では近隣説明等報告書を、審査期間中においては近隣住民への説明が行われたという事実を確認するために保管している。審査期間が終了すると、

建築主へ配慮すべき事項を記載した横浜市意見書を交付し、建築主は当該意見書を添付して建築確認申請を行うこととなる。実施機関では近隣説明等報告書を10年保存としている。

- (エ) 中高層建築物条例では紛争の解決に向けて、あっせんや調停の制度を定めており、近隣住民と建築主との間で自主的な解決に至らなかった場合には、あっせんの場で市の職員が同席し、話し合いが円滑に進むよう支援している。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

- (ア) 本件個人情報、建築主が行ったとする近隣住民への建築計画の概要等の説明状況を記載する報告書であって、当該建築主作成名義の文書であり、実施機関が作成した文書ではない。

近隣説明等報告書については、中高層建築物条例第13条において、実施機関は審査を行うこととされている。実施機関の説明によると、近隣説明会の開催場所や日時など客観的な事実には誤りがある場合には、実施機関は審査期間中に、建築主に対して訂正をするように指導しているが、実施機関自らが訂正をすることはないとのことである。また、近隣説明等報告書について中高層建築物条例を確認したところ、実施機関は審査権限を有しているものの、職権により訂正をすることができるとの権限の定めはない。

これらのことから、本件個人情報は、建築主が行ったとする近隣住民への説明状況を報告させ、その内容を基に審査を行うために保管しているものであり、当該記載内容は建築主のみが訂正をすることが予定されているものといえる。その保管目的からすると、近隣住民から出された意見の内容や近隣説明会ご芳名帳の作成経緯を明らかにするためのものではなく、建築主が提出した内容のまま保管されるべき書類であると解される。そのため、本件個人情報の記載内容について、建築主と申立人との認識が異なることを理由に、実施機関が本件個人情報を誤りのある個人情報として訂正をすることは、近隣住民に対し建築計画の概要等について説明したことを報告するという近隣説明等報告書としての性格に適さない。

- (イ) また、実施機関は、近隣住民と建築主との間で自主的な解決に至らなかった場合には、中高層建築物条例上の手続として、あっせんや調停の制度を設けていると説明している。

そうすると、あっせんや調停の場で話し合いが行われる場合には、建築主は近

隣住民への説明状況を近隣説明等報告書に記載していることから、同報告書は証拠として機能するものであり、むしろ現状のまま保管すべきともいえる。

(ウ) 以上のことを考え合わせると、当審査会は、本件訂正請求について個人情報保護条例第36条の規定に基づく訂正をしなければならない理由があるものとは認められないと判断した。

#### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を非訂正とした決定は、妥当である。

#### (第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 三輪律江

### 《 参 考 》

#### 審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年7月1日	・実施機関から諮問書及び非訂正理由説明書を受理
平成26年7月18日 (第174回第三部会) 平成26年7月24日 (第252回第一部会) 平成26年8月1日 (第258回第二部会)	・諮問の報告
平成26年8月1日 (第258回第二部会)	・審議
平成26年8月4日	・異議申立人から意見書を受理
平成26年9月4日 (第259回第二部会)	・審議
平成26年10月10日 (第260回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成26年11月14日 (第261回第二部会)	・審議
平成26年12月12日 (第262回第二部会)	・審議